

税のこと。
日本と私の未来のこと。

税を考える週間 検索

税を考える週間 11月11日回・11月17日回 テーマ:少子・高齢社会と税

税

を考える週間

11月11日(日) 17日(土)

11月11日(日)～17日(土)は「税を考える週間」です。少子・高齢社会を迎え、税の役割がますます重要になります。詳しくは国税庁ホームページで。www.nta.go.jp/

来年1月からネットで電子申告

エルタックス
eLTAX

はじめます

秋田市では、法人市民税や給与支払報告書などをインターネットで電子申告できる「エルタックス」を、来年1月から始めます。エルタックスや税金についての情報は、市のホームページや広報でお知らせします。



「申告が簡単にできちゃうよ」

問 市民税課tel(866)2054
http://www.city.akita.akita.jp/city/fn/pt/

税金なんでも無料相談

税理士が土地建物の譲渡・相続税などの相談に応じます。

11月11日(日)
午前10時～午後3時
ほくと相談プラザ
中通五丁目の北都銀行別館1階
特設相談電話(当日のみ)
tel(831)8119

11月17日(土)・18日(日)
午前10時～午後3時
ジャスコ土崎港店1階

問 東北税理士会秋田南支部
の杉山さんtel(831)7676



税務署の税務相談が変わりました

秋田南税務署tel(832)4121
秋田北税務署tel(845)1161

11月から、所得税などの国税に関する一般的な相談は「電話相談センター」でお答えします。税務署へいただいたお電話はいったん自動音声でお受けして、用件により「電話相談センター」か税務署におつなぎします。

面接での相談を希望するかたは、税務署に事前予約が必要です。



堤を囲むガードレールの危険箇所を点検(川添小)

市内3つの小学校で安全・安心会議

子どもの目線で安全安心づくり

市では、子どもたちが通学路などで事故や犯罪にあわないよう、子どもたちの「生の声」を聞く座談会を、10月に川添小学校と桜小学校で開きました。(11月7日(水)には旭南小学校で開催します)

座談会には地域の見守り隊のみなさんが参加し、子どもたちから危険な場所とその対応策を聞いた後、みんなで現地を見て回りました。川添小学校では、堤を囲むガードレールが途切れていたり、地面との間を簡単にぐれてしまったりすることなどを子どもたちが指摘。説明を聞いた大人たちは対策の必要を実感していました。

問 安全安心対策推進本部tel(866)2148

秋田っ子まもるメール



市では、県警などから寄せられた不審者情報を、登録したかたの携帯電話やパソコンにEメールで

お知らせする「秋田っ子まもるメール」を配信しています。大切な子どもたちを守っていくため、ぜひ登録しましょう。

登録は秋田市ホームページで

携帯電話から

http://www.city.akita.akita.jp/i/ed/sw/a/1.htm

パソコンから

http://www.city.akita.akita.jp/city/ed/sw/mamoromail.htm

登録は無料ですが、メールの受信にかかる料金は、登録したかたの負担です。



携帯電話用QRコード

問い合わせ

学事課tel(866)2243
Eメール ro-edsw@city.akita.akita.jp

「水道料金のお知らせ」裏面に 広告を掲載しませんか

水道メーターの検針時に配布している「水道使用量・料金等のお知らせ」の裏面に、有料で広告を掲載する広告主を募集します。お知らせは市内全戸(約14万戸)に配布されています。

お知らせの大きさは、縦70^{ミリ}×横190^{ミリ}です。3分の1掲載、半面掲載、全面掲載のいずれかで、フルカラー印刷となります。

掲載期間 平成20年2月から平成21年1月まで
4か月間、半年間、1年間の3種類から選べます

広告料金(消費税等相当額を含む)

| | 4か月間 | 半年間 | 1年間 |
|--------|------|------|-------|
| 全面掲載 | 34万円 | 50万円 | 100万円 |
| 半面掲載 | 17万円 | 25万円 | 50万円 |
| 3分の1掲載 | 12万円 | 17万円 | 34万円 |



以下の広告は掲載できません

公序良俗に反するもの 政治性のあるもの
宗教性があるもの 風俗営業に関するもの
選挙運動に関するもの 社会運動についての主義主張に関するもの その他不適当と認めるもの

申し込み

所定の申込書を秋田市上下水道局お客様センターへ請求のうえ、11月2日(金)から9日(金)までに同センターへ提出してください。tel(823)8431

使用開始・使用中止時の 水道料金などを 日割計算とします

月の途中で水道の使用を開始または中止したときの水道料金の基本料金は、12月請求分から使用日数に応じた日割り計算とします。下水道、農業集落排水、個別排水処理使用料についても同様に日割り計算とします。

問い合わせ

秋田市上下水道局お客様センター
tel(823)8431



全国物価統計調査に ご協力を！

11月21日(水)を基準日として「平成19年全国物価統計調査」が実施されます。この調査は、消費者が購入するおもな商品の販売価格やサービス料金などを調査し、物価政策をはじめ各種行政施策を立案する際の重要な資料を得るために行われる国の重要な統計調査です。

秋田市では約500の小売店舗と約100の飲食店、サービス事業所などが調査の対象となります。調査にご協力をお願いします。

問い合わせ 情報政策課tel(866)1964

消費生活

今月の注意報！

『新聞の勧誘トラブル！』

景品付きの強引なセールスで新聞を契約してしまったが解約したい、などといった相談が寄せられています。



高齢で目が悪く、現在購読中の新聞も読まないからと断っても、勧誘員に玄関先で長時間粘られたため契約してしまった。米、洗剤などの景品をもらったが解約したい。



現在購読中の新聞があるからと断ったのに、なかなか帰ってくれず、仕方なく2年後から6か月間の契約をしてしまった。しかし、今の新聞を止める気もないのだが...

消費生活相談は



秋田市消費者センター
tel(866)2016

消費者センターからアドバイス

訪問販売による新聞購読契約は、景品を受け取っていても契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフ(無条件解約)ができます。

過大な景品に惑わされず冷静に判断し、必要のないときはキッパリと断りましょう。

契約してから配達開始まで日数がある場合は、その間に転勤や引っ越しなど、生活状況の変化により、購読できなくなる場合もありますので、契約は慎重に。